○国土交通省告示第千百五号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月七日

国土交通大臣　前田　武志

本則の表利率欄中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項利率欄中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に、表二の項利率欄中「一・五パーセント」を「一・四パーセント」に、表三のイの項利率欄中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に、表三のロの項利率欄中「一・五パーセント」を「一・四パーセント」に、表四の項利率欄中「一・五パーセント」を「一・四パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十三年十月十三日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百二条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年十一月七日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上地内から曽於市大隅町荒谷字荒谷地内までの間及び鹿児島県曽於市大隅町大谷字乗田地内から同市大隅町岩川字鳥居川地内までの間）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上、字十三塚、字持土、字堀込、字石綴、字夏迫、字堂田、字地蔵免、字平木、字木場田、字水流丸及び字梅木迫並びに下高隈町地内

鹿児島県曽於郡大崎町野方字六反割、字古瀬松、字柿木段、字中迫、字大久保段、字岩井場段、字又流合、字椿山、字後堀、字出口、字宮ノ本、字天神段、字前段、字本田、字塗木、字牧、字中谷、字若松、字後迫、字亡﨑、字上ノ迫、字篭ノ谷及び字西川地内

鹿児島県志布志市有明町野神字前迫地内

鹿児島県曽於市大隅町荒谷字西迫、字西川及び字荒谷、大隅町大谷字乗田、字後田、字高尾、字小松、字満枝、字瀬戸、字寺田、字四月田、字太郎野、字本城及び字木場田並びに大隅町岩川字城ケ迫、字道ケ迫、字五部、字松木田、字曲田、字吉原、字前畑段、字鳥居川、字前段及び字チシャノ木地内

２　使用の部分　鹿児島県鹿屋市串良町細山田字十三塚、字石綴、字夏迫、字堂田、字地蔵免、字平木、字木場田、字水流丸及び字梅木迫並びに下高隈町地内

鹿児島県曽於郡大崎町野方字六反割、字柿木段、字中迫、字大久保段、字岩井場段、字又流合、字椿山、字後堀、字出口、字宮ノ本、字天神段、字前段、字本田、字塗木、字牧、字中谷、字若松、字後迫、字亡﨑、字上ノ迫、字篭ノ谷及び字西川地内

鹿児島県志布志市有明町野神字前迫地内

鹿児島県曽於市大隅町荒谷字西迫及び字荒谷、大隅町大谷字乗田、字後田、字高尾、字小松、字満枝、字瀬戸、字寺田、字四月田、字太郎野、字本城及び字木場田並びに大隅町岩川字城ケ迫、字道ケ迫、字五部、字松木田、字曲田、字吉原、字前畑段、字鳥居川及び字前段地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上地内の鹿屋串良インターチェンジ（仮称）から曽於市大隅町岩川字鳥居川地内の曽於弥五郎インターチェンジまでの延長約17.7㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道東九州自動車道新設工事並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道東九州自動車道新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされているこ となどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道東九州自動車道（以下「東九州道」という。）は、北九州市を起点とし行橋市、大分市、延岡市、宮崎市、日南市、鹿屋市等を経て鹿児島市に至る延長約436㎞の路線である。

東九州道が通過する鹿屋市、曽於郡大崎町及び曽於市（以下「本件地域」という。）は、農畜産業が盛んな地域であり、農産品としてはかんしょ、畜産品としてはブロイラー、肉豚及び肉用牛が生産されており、主に陸上輸送により鹿児島県内外へ出荷されている。また、本件地域を含む大隅半島には、桜島、佐多岬等の観光資源があり、鹿児島県内外から観光客が訪れている。

しかしながら、本件区間とおおむね並行する一般国道269号及び一般国道504号は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない箇所があり線形が悪く、これらの箇所を中心に交通事故が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである東九州道及び一般国道10号（隼人道路）を介して高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡し、本件地域と、鹿児島市、熊本市、福岡市等の鹿児島県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、線形不良箇所等がある一般国道269号及び一般国道504号の代替路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等へ与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年10月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁を設置することにより環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。